

実施方針の修正箇所

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2. 3 応募者の参加資格要件（11頁）

（修正前）

（1）応募者の組成

- ①応募者は、1. 1（5）に示すア、イの業務を実施することを予定する単独又は複数の企業により組成されるものとする。応募者を組成する企業（以下、SPCに出資を行う者を「構成企業」といい、出資を行わない者を「協力企業」という。）は、構成企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。

（修正後）

（1）応募者の組成

- ①応募者は、1. 1（5）に示すア、イの業務を実施する者及び1. 1（6）イに示す a 又は b の業務を行う者による単独又は複数の企業により組成されるものとする。応募者を組成する企業（以下、SPCに出資を行う者を「構成企業」といい、出資を行わない者を「協力企業」という。）は、構成企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。